

議案第 54 号

財産の取得について

多可町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分条例（平成 17 年多可町条例第 58 号）第 3 条の規定により、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 28 日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類 | 動産（物品） |
| 2 | 財産の名称 | 生徒用コンピュータ |
| 3 | 品名及び数量 | コンピュータ 5 2 4 点 |
| 4 | 取得の金額 | 2 9, 7 9 9, 8 8 0 円
（うち消費税 2, 7 0 9, 0 8 0 円） |
| 5 | 契約の方法 | 兵庫県教育の情報化推進協議会によるプロポーザル
審査結果により覚書を締結した業者と随意契約 |
| 6 | 契約の相手方 | 兵庫県尼崎市下坂部三丁目 4 番 30 号
エクシオグループ（株）兵庫総合技術センター内
日本電通株式会社 神戸支店
支店長 辻田 康秀 |